

北見赤十字病院 緩和ケア病棟運営規程

緩和ケア委員会

【入棟基準】

1. 治癒困難と判断され、かつ、治癒・延命を目的とした積極的抗がん治療を望まない終末期がんの患者（以下、患者）。
2. がんに伴う苦痛が著しく、専門的緩和治療を必要とする患者。
3. 在宅療養を目指す患者、または、あらかじめ日数を定めた在宅療養中の患者の休養目的の入院。
4. 原則として、患者およびその家族が当院緩和ケア病棟の理念を理解している。また、病名・病状について正しく理解している。
5. 入院生活の規律を理解し、遵守することができる。
6. 入退院を繰り返すこと、転院もあり得ることを了承している。
7. 重篤な合併症を有し、専門的治療を要する患者は入院できないことがある。

【退棟基準】

1. 患者・家族が退院を希望している。
2. 苦痛症状が緩和され、在宅に移行できる。
3. 苦痛症状が緩和され、他院へ転院ができる。
4. 緩和ケア病棟では対応困難な急性治療を要する。
5. 悪性腫瘍の治癒・縮小目的の抗がん治療を希望する。
6. 入院規律が遵守できない。

【転科・転棟要件】

1. 当院緩和ケア病棟入棟基準を満たしている。
2. 元科主治医が、転科・転棟に同意している（他科依頼・診療情報提供書は不要）。
3. 本人または家族が、医療コーディネーター（緩和ケア病棟師長）との面談を済ませている。
4. 本人または家族が、当科の担当医の診察を受けている。
5. 本人および家族が、当科の基本方針を理解している。

（＊エイズ患者の入棟については今後検討することとする。）